

『中国詩文論叢』投稿規定

- ① 投稿は、編集委員会が特に委嘱する場合を除き、日本在住の中国詩文研究会会員に限る。但し、投稿権は入会の翌年度から生ずるものとする。
- ② 投稿は、未公開の完全原稿とし、他雑誌に応募中のものを二重に投稿することはできない。
- ③ 投稿の受け付けは、毎年、九月三十日を締め切りとする。当会事務局に郵送のこと。
- ④ 投稿原稿の採否は、編集委員会が査読し、決定する。
- ⑤ 編集委員会から改稿等の要請があった場合には、投稿者はそれにしたがって改稿等の手続きをとらなければならない。
- ⑥ 不採用の場合には、その理由を付して通知する。
- ⑦ 規定の頁数を超過した場合、もしくは、印刷に際して、特殊活字や図版の作成のために多額の費用を要した場合は、投稿者にその費用の負担を求める。
- ⑧ 投稿者は投稿料を負担する。ただし、投稿者には本誌十五冊を呈上する。
- ⑨ 原稿枚数・超過頁料金等は、別に定める規定に拠る。
- ⑩ 投稿者は、編集委員会が適当と認めた電磁的方法による記録保存および複製を許諾するものとする。その複製の公開配布については、編集委員会、もしくは投稿者のいずれもが行うことができるものとする。

2012. 8. 6